

別表 1 0 諸外国の事例（対象事業所）

事 項	米 国	カナダ	オランダ	英 国
報告施設数	21,951施設(1995年報告)	1,758施設(1995年報告)	700企業(大気)、1300企業(水) (1995年報告)	1988工程(1995年報告)
対象業種	SIC(標準産業分類)コード 20～39の製造業 (食品、煙草、繊維、衣服、繊維製品、木材、木製品、家具、装備品、紙、紙加工品、印刷、出版、化学、石油精製、ゴム・プラスチック、革・革製品、窯業・土石製品、貴金属、金属加工、一般機械 器具・コンピュータ機器、電気機械機器、輸送用機械器具、精密機械器具、その他の製造業) 連邦施設は1994年から追加	以下の適用除外施設に該当しない施設 ・教育・訓練のための施設 ・試験研究のための施設 ・輸送車両整備・修理のための施設 ・燃料流通・保管・小売施設 ・対象物質を含む製品及び対象物質の卸・小売施設 ・農林水産に関わる施設 ・鉱物採掘のための施設 ・石油・ガス掘削のための施設	国内の主要な企業約700社(2600工程) (規模、経済的重要性、汚染寄与割合のいずれかで大企業と見なされた企業で、発電所、化学工場、造船所、金属製造会社、石油化学会社が含まれている) * 第1回目では従業員数10人以上の企業(約6300社)が全て対象だったが、寄与が大きい企業に絞り込まれてきている。	対象となる特定工程 ・燃料及び電力産業に係る工程(ガス化・炭化・燃焼・石油工程) ・金属産業に係る工程(鉄鋼、非鉄金属、精錬工程) ・鉱業に係る工程(セメント・石炭製造、アスベストを含む、他の鉱物繊維、他の鉱物、ガラス製造、セラミック工程) ・化学産業に係る工程(石油化学、有機化学、酸、ハロゲンを含む、無機化学、化学肥料製造、殺虫剤製造、製薬、化学製品貯蔵工程) ・廃棄物処理・リサイクル産業に係る工程(焼却、回収、燃料製造) ・その他産業に係る工程(紙・パルプ製造、ジーンズファクトリー、タール及び瀝青、コーティング・印刷、染料・塗料・塗装、製材、ゴムを含む、動植物処理工程) 適用除外となる条件 ・対象物質が排出されない又は環境に害を及ぼさない程度の微量の排出 ・多目的用途(エンジンの運転、開発工程、研究設備での研究・試験に使用する通風廃棄工程、産業博物館、学校、住居で使用される工程等)に使用される場合
対象規模	常勤従業員10人以上雇用している施設 対象物質を年間25,000ポンド以上製造又は加工、10,000ポンド以上他の方法で使用している施設	年間総労働時間20,000時間以上(常勤従業員10人以上)の施設 対象物質を含有率1%以上で年間10トン以上製造、加工、他の方法で使用している施設	従業員数10人以上 汚染寄与割合の大きな企業	

事 項	米 国	カナダ	オランダ	英 国
今後の方向性	<p>対象業種を非製造業(7業種)へ拡大 (金属鋳業、炭鋳業、電力、RCRA-C有害 廃棄物処理処分業、化学物質及び化 学品卸販売業、石油販売業、溶剤回 収業)(1997報告年から)</p>		<p>環境管理法改正による大規模事業 者(327社)の報告の義務付け(199 9年以降公表は2000年より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に悪影響を及ぼす可能性のあ る施設 ・環境管理法により州の許可が必要 な施設 (金属、化学、ゴム・プラスチック、紙・ダン ボール、織物・カーペット、廃棄物処理) 	<p>1997年から全てのIPC特定工程が カバーされた(公表は1998年よ り)。</p>